

令和8年度 県民参加による苗木育成と植樹活動の募集について

1 趣旨

令和7年3月に岡山市南区飽浦地内で発生した林野火災は消失面積が約486ヘクタールに上り、岡山県及び関係市が協力して跡地の復旧に向けて取り組んでいます。

この跡地の復旧を進め、豊かな岡山の森林を将来に引き継ぐために、参加団体を募集して、県民参加による苗木育成と植樹活動を行うこととしました。

あわせて、この林野火災の発生を契機として、森林の機能の重要性や山火事予防意識の向上などを啓発し、森林を守り育てる機運の醸成を図ることとしています。

なお、本事業は、県民から申し出のあった山火事跡地の復旧のための寄付金（おかやま森づくり県民基金へ積立）を用いて実施します。

2 実施主体 岡山県備前県民局（森林企画課）

3 実施期間 令和8～9年度

4 活動内容

（1）苗木の育成体験（1団体あたり50本（ポット苗木））

県が無償配布する苗木等を植樹までの間、参加団体が自らの施設等で育成する。

育成期間は植樹までの3ヵ月又は1年程度とし、水やり等を行いながら管理する。

（2）育成苗木の植樹（1団体あたり50本の苗木を20名程度で植栽）

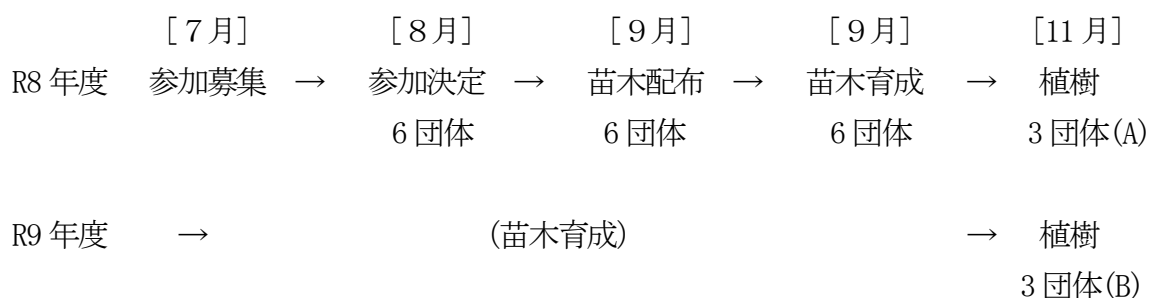
県が準備する林野火災跡地区域に、参加団体が育成した苗木を、自ら植樹する。

植樹は、令和8年11月又は令和9年11月の予定とし、参加団体と調整して決定する。

（3）参加団体

6団体とし、1団体あたりの参加人数は10名以上から20名までとします。

（4）取組の流れ（※詳細は別紙のとおり）



- ・団体の参加募集、参加決定は、令和8年度に6団体を一括して募集して決定します。
- ・参加決定の後、令和8年度に6団体に苗木、資材を配布して苗木育成がスタートします。
- ・苗木の育成期間は、6団体のうち、3団体（A）が植樹までの3ヵ月、残りの3団体（B）が1年3ヵ月程度となります。
- ・育成苗木の植樹は、6団体のうち、3団体（A）は令和8年11月頃に、残りの3団体（B）は令和9年11月頃に植樹します。
- ・団体の植樹時期は、参加申込書の希望により参加決定時に決定します。
- ・苗木の育成体験や育成苗木の植樹の活動は、森林企画課職員の指導の下で実施します。

5 活動団体の募集

(1) 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ①団体は、企業やグループ、学校、町内会等とし、1団体あたりの参加人数は10名以上から20名までであること。
- ②岡山県備前県民局管内[※]に、団体の事務所又は活動拠点を有すること。
- ③苗木の育成場所を、岡山県備前県民局管内に有していること。
- ④県が行うこの取組に協力し、確実に実行できること。
- ⑤暴力団又はその構成員等の統制下にある団体等ではないこと。
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体等ではないこと。

※岡山県備前県民局管内は、岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町及び吉備中央町です。

(2) 募集期間

令和8年7月17日（金）～令和8年8月14日（金）17時必着

(3) 応募手続き

募集期間内に、参加申込書を郵送、FAX又はメールで提出してください。

参加申込書の様式は、岡山県備前県民局農林水産事業部のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1043181.html>

【提出先】

〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1 岡山県備前県民局森林企画課

電話 086-233-9833 FAX 086-232-5530

メール bizen-shinrin@pref.okayama.jp

6 選考及び決定

- (1) 応募数が6団体を超える場合は、選考により参加団体を決定します。

選考は、選考基準に基づき参加申込書の記載内容を審査して、参加団体を決定します。

また、8月末までに参加決定の結果を応募者に通知します。

- (2) 参加申込書は、次の視点で審査を行います。

- ①参加者の人数
- ②取組への参加の思いや考え
- ③団体の実行力や事業目的との整合性

令和8年度 県民参加による苗木育成と植樹活動の流れ

1 スケジュール（計画）

時 期		内 容		参加団体
令和8年度	7/17	参加団体の募集開始	6団体を一括して募集します。	
	8/14	参加団体の募集終了		
		(選考)		
	8/末	参加団体の決定	6団体に参加の決定を通知します。 あわせて、苗木の育成期間と植栽時期を決定します。	6団体(A/B)
	9/上	団体との個別調整	苗木の育成場所、配布時期等を個別調整します。	6団体(A/B)
	9/中	苗木等の配布	6団体に順次、苗木や資材を配布します。 苗木の育成は、各団体の施設等で管理します。	6団体(A/B)
	9/中	苗木の育成体験	6団体で苗木の育成体験がスタートします。 希望により育成方法説明や森林教室を行います。	6団体(A/B)
		(苗木の育成)	必要により、苗木の育成状況を確認します。	
	11月頃	育成苗木の植樹	3団体(A)が育成苗木の植樹を行います。	3団体(A)
令和9年度		(苗木の育成)	必要により、苗木の育成状況を確認します。	
	11月頃	育成苗木の植樹	3団体(B)が育成苗木の植樹を行います。	3団体(B)

2 留意事項

(1) 苗木の育成体験

- ・苗木育成の資材は、ウバメガシ、ヤマザクラのポット苗（50本）、じょうろ、マルチシートとし、県が参加団体に無償で配布します。
- ・苗木の育成は、参加団体が参加申込書に記載した各団体の施設等で、植樹するまでの間、水やり等を行いながら育成・管理します。
- ・各団体の苗木の育成体験のスタートにあわせて、参加団体の希望により、県が育成方法の説明や森林教室を開催します。
- ・苗木の育成期間は、6団体のうち3団体（A）が植樹までの3カ月、残りの3団体（B）が1年3ヵ月程度となり、参加申込書に記載した内容により、参加団体の決定時に決めます。
- ・苗木の育成中は、その状況により県が苗木の育成状況を確認する場合があります。

(2) 育成苗木の植樹

- ・植樹場所は、県が準備する林野火災跡地（貝殻山山頂付近）とします。
- ・育成苗木の植樹は、6団体のうち、3団体（A）は令和8年11月頃に、残りの3団体（B）は令和9年11月頃に行います。
- ・植樹作業は、県の指導の下で実施します。
- ・植栽作業時の資材は、手ぐわ、肥料等とし、県が用意して貸出等します。
また、参加団体の参加者に対しては、県が無償で活動保険に加入します。
- ・植樹時の苗木運搬や参加者の移動、手袋等は、参加団体が自ら準備して行います。